

町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会設置要綱

第1 設置

町田市の新庁舎の建設に当たり、その施工者（以下「施工者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うため、町田市新庁舎建設施工者選定手法等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 施工者の選定手法に関すること。
- (2) 建設工事の発注方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、政策経営部新庁舎建設課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2009年1月13日から施行する。